コンプレッション制度の機能向上等に伴う金利スワップ取引清算業務に関する 業務方法書等の一部改正について

I. 改正趣旨

金利スワップ取引清算業務において、債務負担済取引の残高圧縮機能(コンプレッショ ン機能)についてより高い圧縮効果と利便性を提供すべくその機能向上を図るとともに、 ロンドン市場を意識した取引の速やかな債務負担を実現するための債務負担時間の延長や、 金利水準の低下による諸課題に対応するための当初証拠金算出時のシナリオ生成方法の変 更を行うために、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について別紙のとおり、 所要の改正を行う。

Ⅱ. 改正概要

- 1. コンプレッション制度の機能向上
- (1) クーポン・ブレンディングの導入
 - ・固定金利以外の所定の経済条件等が合致する複数の清算約定 |・ が同一口座にある場合、これらの清算約定を満期到来前に解 約することができるクーポン・ブレンディングを導入する。
 - ・各営業日において、取引毎コンプレッション又はクーポン・ ブレンディングのうち、各清算参加者が指定したどちらか一 方の処理のみを可能とする。

(2) 参加者提案型コンプレッションの導入

・清算参加者又は清算委託者が解約される清算約定及び新規に |・ IRS業務方法書第53 成立する清算約定について申込みを行うことにより、満期到 来前に対象となる清算約定を解約することができる参加者 提案型コンプレッションを導入する。

(3) 手数料

・クーポン・ブレンディング及び参加者提案型コンプレッショー ンにより解約された取引1件毎に手数料を設定する。ただ し、参加者提案型コンプレッションについては、1回のコン プレッションに係る最低手数料を設定する。

2. 債務負担時間の延長

・新たに午後5時30分から午後7時までの間を、新規取引を |・ IRS業務方法書の取 対象とした取引毎債務負担処理の時間帯として設ける。

(備 考)

金利スワップ取引清算業 務に関する業務方法書 (以下「IRS業務方法 書」という。) 第53条の 2及び第56条の3、金 利スワップ取引清算業務 に関する業務方法書の取 扱い(以下「IRS業務 方法書の取扱い」とい う。) 第30条の2等

- 条の2の3、第57条の 3 及び第 5 7 条の 4 、 I RS業務方法書の取扱い 第30条の4等
- 金利スワップ取引清算業 務に係る手数料に関する 規則第5条等
- 扱い第27条

- 3. 当初証拠金制度の見直し等
 - ・当初証拠金所要額の算出に係るシナリオの生成方法につい |・ IRS業務方法書の取扱 て、変動率ベースから変動幅ベースに変更する。
 - い別表2第1項第1号b

4. その他

・その他、所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行日

2016年4月11日から施行する。ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の 決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを 得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、 2016年4月11日以後の当社が定める日から施行する。

(注)「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書」の一部改正については、関係当局の 認可を受けることを条件とする。

> 以 上

新

(定義)

- 第2条 本業務方法書等において使用する用語 は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 及びISDA定義集において使用される用語の 例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (2)$ (略)
 - (2) の2 「一括コンプレッション」とは、 第53条の2の2の規定に基づき、当社が定 める方法により、複数の清算参加者の清算約 定について一括してコンプレッションを行う ことをいう。
 - (2) の $3 \sim (4)$ (略)
 - (4) の2 「解約手数料」とは、一括コンプレッション<u>又は参加者提案型コンプレッション</u>により清算約定がその終了日前に終了した場合において、当社と当該清算約定の当事者である清算参加者との間で授受される金銭をいう。
 - (4) の3~ (13) (略)
 - (13) の2 「クーポン・ブレンディング」 とは、第53条の2の規定に基づき、当社が 定める方法により、コンプレッションを行う ことをいう。
 - (13) の2の2 (略)
 - (13) の3~ (20) (略)
 - (20)の2「参加者提案型コンプレッション」とは、第53条の2の3の規定に基づき、当社が定める方法により、コンプレッションを行うことをいう。
 - $(21) \sim (73)$ (略)
- 2 3 (略)

旧

(定義)

- 第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (2)$ (略)
 - (2) の2 「一括コンプレッション」とは、 第53条の2の規定に基づき、当社が定める 方法により、複数の清算参加者の清算約定に ついて一括してコンプレッションを行うこと をいう。
 - (2) の3~ (4) (略)
 - (4) の2 「解約手数料」とは、一括コンプレッションにより清算約定がその終了日前に終了した場合において、当社と当該清算約定の当事者である清算参加者との間で授受される金銭をいう。
 - (4) の3~ (13) (略)

(新設)

(13<u>)の2</u> (略)

(13) の3~ (20) (略)

(新設)

 $(21) \sim (73)$ (略)

2 • 3 (略)

(清算約定の取引毎コンプレッション)

第53条 (略)

2 当社は、前項の規定により清算参加者から自2 己取引口座又は同一の委託取引口座に記録され ている複数の清算約定について取引毎コンプレ ッションの申込みを受けた場合において、当該 清算約定及び取引毎コンプレッションにより新 たに成立する清算約定が当社の定める条件(以 下「取引毎コンプレッション要件」という。) を満たすことを当社が定めるところにより確認 するものとし、当該清算約定及び取引毎コンプ レッションにより新たに成立する清算約定が取 引毎コンプレッション要件を満たしているとき は、当社が当該確認を行った時点をもって、当 社及び当該清算参加者は、当該清算約定を終了 させ、当該取引毎コンプレッションの申込みの 内容に従い、当社が定めるところにより当該清 算約定と当社が定める経済条件を同一とする新 たな清算約定を成立させる。

3 (略)

4 当社は、第2項に規定する取引毎コンプレッ 4 ション要件の確認を行った時点で、取引毎コンプレッション要件を満たしていない取引毎コンプレッションの申込みについては、取引毎コンプレッションを行わないものとする。

5 清算参加者は、第1項の規定による取引毎コ 5 ンプレッションの申込みについて、当社が定める方法により、取引毎コンプレッションの申込みを撤回することができる。

(清算約定の取引毎コンプレッション)

第53条 (略)

当社は、前項の規定により清算参加者から自 己取引口座又は同一の委託取引口座に記録され ている複数の清算約定について取引毎コンプレ ッションの申込みを受けた場合において、当該 清算約定及び取引毎コンプレッションにより新 たに成立する清算約定について、当社の定める 条件(以下「取引毎コンプレッション要件」と いう。)を当社が定めるところにより確認する ものとし、当該清算約定及び取引毎コンプレッ ションにより新たに成立する清算約定が取引毎 コンプレッション要件を充足しているときは、 当該確認を行った時点をもって、当社及び当該 清算参加者は、当該清算約定を終了させ、当該 取引毎コンプレッションの申込みの内容に従 い、当社が定めるところにより当該清算約定と 当社が定める経済条件を同一とする新たな清算 約定を成立させる。

3 (略)

- 4 当社は、第2項に規定する取引毎コンプレッション要件の確認を行った時点で、取引毎コンプレッション要件を充足していない取引毎コンプレッションを行わないものとする。この場合において、当該取引毎コンプレッション要件の確認を行った日の翌当社営業日の当社が定める時点において、第1項の規定により取引毎コンプレッションの申込みが行われたものとみなす。
- 5 清算参加者は、第1項の規定による取引毎コンプレッションの申込み<u>(前項の規定により取引毎コンプレッションの申込みが行われたとみなされたものを含む。)</u>について、当社が定める方法により、取引毎コンプレッションの申込

- 6 当社は、清算参加者から第1項の規定による 取引毎コンプレッションの申込みを受けた清算 約定について、第53条の2第1項の規定によ りクーポン・ブレンディングの申込みを受けた 場合には、当該清算約定が記録されている自己 取引口座又は同一の委託取引口座に記録されて いるすべての清算約定に係る取引毎コンプレッ ションの申込みはすべて撤回されたものとみな す。
- 7 前各項に規定するほか、清算約定の取引毎コ 6 前各項に規定するほか、清算約定の取引毎コ

(清算約定のクーポン・ブレンディング)

- 第53条の2 清算参加者は、清算約定について (新設) クーポン・ブレンディングを行おうとする場合 には、当社に対し、当社が定める方法によりそ の旨の申込みをするものとする。
- 2 当社は、前項の規定により清算参加者から自 己取引口座又は同一の委託取引口座に記録され ている複数の清算約定についてクーポン・ブレ ンディングの申込みを受けた場合において、当 該清算約定及びクーポン・ブレンディングによ り新たに成立する清算約定が当社の定める条件 (以下「クーポン・ブレンディング要件」とい う。)を満たすことを当社が定めるところによ り確認するものとし、当該清算約定及びクーポ ン・ブレンディングにより新たに成立する清算 約定がクーポン・<u>ブレンディング要件を満たし</u> ているときは、当社が当該確認を行った時点を もって、当社及び当該清算参加者は、当該清算 約定を終了させ、当該クーポン・ブレンディン グの申込みの内容に従い、当社が定めるところ により当該清算約定と当社が定める経済条件を 同一とする新たな清算約定を成立させる。
- 3 前項の規定により終了した清算約定に基づく

みを撤回することができる。

(新設)

ンプレッションに必要な事項は、当社が定める。| ンプレッションに必要な事項は、当社が定める。

債権債務(当社が定めるものを除く。)は、将 来に向かって消滅する。

- |4 当社は、第2項に規定するクーポン・ブレン ディング要件の確認を行った時点で、クーポ ン・ブレンディング要件を満たしていないクー ポン・ブレンディングの申込みについては、 ーポン・ブレンディングを行わないものとする。
- 5 清算参加者は、第1項の規定によるクーポ ン・ブレンディングの申込みについて、当社が 定める方法により、クーポン・ブレンディング の申込みを撤回することができる。
- 6 当社は、清算参加者から第1項の規定による クーポン・ブレンディングの申込みを受けた清 算約定について、第53条第1項の規定により 取引毎コンプレッションの申込みを受けた場合 には、当該清算約定が記録されている自己取引 口座又は同一の委託取引口座に記録されている すべての清算約定に係るクーポン・ブレンディ ングの申込みはすべて撤回されたものとみな す。
- 7 前各項に規定するほか、清算約定のクーポ ン・ブレンディングに必要な事項は、当社が定 める。

(清算約定の一括コンプレッション)

- 第53条の2の2 清算参加者は、清算約定につ|第53条の2 清算参加者は、清算約定について いて一括コンプレッションを行おうとする場合 には、当社に対し、当社が定める方法によりそ の旨の申込みをするものとする。
- 2 当社は、前項の規定により清算参加者から清算|2 約定の一括コンプレッションの申込みを受けた 場合において、当該清算約定及び一括コンプレ ッションにより新たに成立する清算約定が当社 の定める条件を満たすこと並びにすべての清算 参加者が一括コンプレッションが成立したと仮 定して算出する日中証拠金所要額について当社

(清算約定の一括コンプレッション)

- 一括コンプレッションを行おうとする場合に は、当社が定めるところによりその旨の申込み をするものとする。
- 当社は、前項の規定により清算参加者から清 算約定の一括コンプレッションの申込みを受け た場合において、当該清算約定並びに一括コン プレッションにより新たに成立する清算約定が 当社の定める条件を満たすこと及びすべての清 算参加者が一括コンプレッションが成立したと 仮定して算出する日中証拠金所要額について当

に預託又は交付していること (以下これらの事 項を「一括コンプレッション成立要件」という。) を当社が定めるところにより確認するものと し、一括コンプレッション成立要件を満たして いるときは、当社が当該確認を行った時点をも って、当社及び当該清算参加者は、当該清算約 定を終了させ、当該一括コンプレッションの申 込みの内容に従い新たな清算約定を成立させ る。

 $3 \sim 7$ (略)

(清算約定の参加者提案型コンプレッション)

- 第53条の2の3 清算参加者は、清算約定につ┃(新設) いて参加者提案型コンプレッションを行おうと する場合には、当社に対し、当社が定める方法 によりその旨の申込みをするものとする。この 場合において、複数の清算参加者が共同して参 加者提案型コンプレッションの申込みを行おう とするときは、うち一の清算参加者を代表者と して指定するものとし、当該一の清算参加者が、 当社に対し、他の清算参加者(以下「共同清算 参加者」という。)を代理して、参加者提案型 コンプレッションの申込みをするものとする。
- 2 当社は、前項の規定により参加者提案型コン プレッションの申込みを受けた場合において、 当該申込みに係る清算約定及び当該参加者提案 型コンプレッションにより新たに成立する清算 約定が当社の定める条件を満たすこと並びに当 該清算参加者(共同清算参加者を含む。以下本 項において同じ。) が参加者提案型コンプレッ ションが成立したと仮定して算出する債務負担 時所要証拠金の額について当社に預託又は交付 していること(以下これらの事項を「参加者提 案型コンプレッション成立要件」という。)を 当社が定めるところにより確認するものとし、 参加者提案型コンプレッション成立要件を満た

社に預託又は交付していること(以下これらの 事項を「一括コンプレッション成立要件」とい う。)を当社が定めるところにより確認するも のとし、当社が一括コンプレッション成立要件 の充足を確認することができたときは、当社が 当該確認を行った時点をもって、当社及び当該 清算参加者は、当該清算約定を終了させ、当該 一括コンプレッションの申込みの内容に従い新 たな清算約定を成立させる。

 $3 \sim 7$ (略)

しているときは、当社及び当該清算参加者は、 当該清算約定を終了させ、当該参加者提案型コ ンプレッションの申込みの内容に従い新たな清 算約定を成立させる。

- 3 前項の規定により終了した清算約定に基づく 債権債務(当社が定めるものを除く。)は、将 来に向かって消滅する。
- 4 当社は、第2項に規定する参加者提案型コン プレッション成立要件の充足の確認を行った時 点で、参加者提案型コンプレッション成立要件 を満たしていない参加者提案型コンプレッショ ンの申込みについては、参加者提案型コンプレ ッションを行わないものとする。
- 5 第2項の規定により終了した清算約定に係る 当事者は、当社が定めるところにより当社との 間で解約手数料として金銭を授受するものとす る。
- 6 前各項に規定するほか、清算約定の参加者提 案型コンプレッションに必要な事項は、当社が 定める。

(清算委託者が行う清算約定(委託分)に関する 取引毎コンプレッションの申込み等)

- 第56条の2 清算委託者は、清算約定(委託分)第56条の2 清算委託者は、清算約定(委託分) について取引毎コンプレッションの申込みの指 図又は取引毎コンプレッションの申込みの撤回 の指図を行おうとする場合には、当該清算委託 者とその受託清算参加者との間で定めるところ により、その旨を受託清算参加者に通知するも のとする。
- 2 受託清算参加者は、前項に規定する通知を受 2 領した場合には、第53条第1項又は第5項の 規定に従い、当該通知に係る清算約定(委託分) について当社に対して取引毎コンプレッション の申込み又は取引毎コンプレッションの申込み の撤回を行うものとする。

(清算委託者が行う清算約定(委託分)に関する 取引毎コンプレッションの申込み等)

- について取引毎コンプレッションの申込みの指 図又は取引毎コンプレッションの申込みの指図 の撤回を行おうとする場合には、当該清算委託 者とその受託清算参加者との間で定めるところ により、その旨を受託清算参加者に通知するも のとする。
- 受託清算参加者は、前項に規定する通知を受 領した場合には、第53条第1項の規定に従い、 当該通知に係る清算約定 (委託分) について当 社に対して取引毎コンプレッションの申込み又 は取引毎コンプレッションの申込みの撤回を行 うものとする。

(清算委託者が行う清算約定(委託分)に関する クーポン・ブレンディングの申込み等)

- 第56条の3 清算委託者は、清算約定(委託分) (新設) についてクーポン・ブレンディングの申込みの 指図又はクーポン・ブレンディングの申込みの 撤回の指図を行おうとする場合には、当該清算 委託者とその受託清算参加者との間で定めると ころにより、その旨を受託清算参加者に通知す るものとする。
- 2 受託清算参加者は、前項に規定する通知を受 領した場合には、第53条の2第1項又は第5 項の規定に従い、当該通知に係る清算約定(委 託分) について当社に対してクーポン・ブレン ディングの申込み又はクーポン・ブレンディン グの申込みの撤回を行うものとする。

(受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる清 算委託者が行う清算約定(委託分)に関する参 加者提案型コンプレッションの申込み)

- 第57条の3 清算委託者(受託清算参加者と同|(新設) 一の企業集団に含まれる者に限る。以下、本条 において同じ。) は、受託清算参加者に対して 参加者提案型コンプレッションの申込みの指図 をしようとする場合には、当社が定める方法に より、その旨を当社に通知するものとする。
- 2 受託清算参加者及び清算委託者は、前項の通 知が当社に到達した場合には、その時点で、清 算委託者が受託清算参加者に対し参加者提案型 コンプレッションの申込みの指図を行い、受託 清算参加者がこれを承諾し申込みを行ったもの とみなされることについてあらかじめ同意す る。

(受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない 清算委託者が行う清算約定(委託分)に関する

参加者提案型コンプレッションの申込み)

第57条の4 前条各項の規定は、受託清算参加 (新設) 者と同一の企業集団に含まれない清算委託者 が、受託清算参加者に対して、参加者提案型コ ンプレッションの申込みの指図を行おうとする 場合に準用する。この場合において、同条第2 項中「清算委託者が受託清算参加者に対し参加 者提案型コンプレッションの申込みの指図を行 い、受託清算参加者がこれを承諾し申込みを行 ったものとみなされること」とあるのは「清算 委託者が受託清算参加者に対し参加者提案型コ ンプレッションの申込みの指図を行ったものと みなされること」と読み替えるものとする。

- 2 当社は、前項の規定により準用する前条第1 項に規定する通知を受領した場合は、当該通知 のうち当社が定める内容について受託清算参加 者に通知する。
- 3 前項に規定する通知を受領した受託清算参加 者は、当該通知に係る参加者提案型コンプレッ ションの申込みの指図に対する諾否について、 当社に対して通知することとする。

(金利スワップ決済保証準備金等による損失の補)(金利スワップ決済保証準備金等による損失の補 填)

第103条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 第9条第1項第3号bの委託を行っている清|7 第9条第1項第3号bの委託を行っている清 算参加者に係る第2項第2号及び第4項各号 (第3項の規定により準用する場合を含む。) の規定の適用は、次に定めるところによる。
 - (1) · (2) (略)
 - (3) 破綻処理入札において相場から著しく 乖離した価格として当社が規則で定める価格に よる入札

当該清算参加者から委託を受けた者が、破綻 処理入札において第2項第2号b又は<u>第4項第</u>

填)

第103条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 算参加者に係る第2項第2号及び第4項各号 (第3項の規定により準用する場合を含む。) の規定の適用は、次に定めるところによる。
 - (1) · (2) (略)
- 破綻処理入札において相場から著しく (3)乖離した価格として当社が規則で定める価格に よる入札

当該清算参加者から委託を受けた者が、破綻 処理入札において第2項第2号b又は第4項第 2号に規定する価格により当該委託に係る入札 を行ったことをいう。

(破綻処理単位期間における金利スワップ清算基 金に関する特則)

第104条 (略)

2 (略)

第1項の規定にかかわらず、破綻処理単位期3 間の終了日における各清算参加者の金利スワッ プ清算基金所要額は、当該破綻処理単位期間の 終了日において算出した当該各清算参加者の金 利スワップ清算基金所要額とし、第17条第2 項の規定による規則の定めにより新たに金利ス ワップ清算基金所要額を算出する日の前日まで 適用する。この場合において、破綻処理単位期 間の終了日において各清算参加者が当社に預託 している金利スワップ清算基金及び破綻時証拠 金の額が、破綻処理単位期間の終了日における 金利スワップ清算基金所要額に満たない場合に は、当該各清算参加者は、不足額以上の金利ス ワップ清算基金を、破綻処理単位期間の終了日 の翌当社営業日の午後2時までに、当社に追加 預託しなければならない。

(第四階層特別清算料による損失の補填)

第106条 破綻処理損失について、第105条|第106条 破綻処理損失について、第105条 に定めるところによってもなお補填することが できない損失(当社が規則で定めるものを除 く。) がある場合には、破綻認定日における破 綻清算参加者以外の清算参加者のうち、破綻認 定日から当初損失確定日までの当該破綻処理損 失に係る破綻処理清算約定と同一の通貨の種類 である通貨のすべての清算約定(破綻認定日後 に成立した清算約定及び当初損失確定日までに 終了した清算約定を含む。以下同じ。)に係る

2号bに規定する価格により当該委託に係る入 札を行ったことをいう。

(破綻処理単位期間における金利スワップ清算基 金に関する特則)

第104条(略)

(略)

第1項の規定にかかわらず、破綻処理単位期 間の終了日における各清算参加者の金利スワッ プ清算基金所要額は、当該破綻処理単位期間の 終了日において算出した当該各清算参加者の金 利スワップ清算基金所要額とし、第17条第2 項の規定による規則の定めにより新たに金利ス ワップ清算基金所要額を算出する日の前日まで 適用する。この場合において、破綻処理単位期 間の終了日において各清算参加者が当社に預託 している金利スワップ清算基金及び破綻時証拠 金の額が、第1項の規定により算出した破綻処 理単位期間の終了日における金利スワップ清算 基金所要額に満たない場合には、当該各清算参 加者は、不足額以上の金利スワップ清算基金を、 破綻処理単位期間の終了日の翌当社営業日の午 後2時までに、当社に追加預託しなければなら ない。

(第四階層特別清算料による損失の補填)

に定めるところによってもなお補填することが できない損失(当社が規則で定めるものを除 く。) がある場合には、破綻認定日における破 綻清算参加者以外の清算参加者のうち、破綻認 定日から当初損失確定日までの当該破綻処理損 失に係る破綻処理清算約定と同一の通貨の種類 である通貨のすべての清算約定(破綻認定日後 に成立した清算約定及び当初損失確定日までに 任意解約その他の事由により終了した清算約定 変動証拠金等の受け取るべき額の総額が支払うべき額の総額を上回る者(以下本条において「第四階層特別清算料負担参加者」という。)は、当社が規則で定めるところにより、当該破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに第四階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、第四階層特別清算料負担参加者から支払いを受けた第四階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

2 前項の破綻処理清算約定に係る通貨の種類ご2 との第四階層特別清算料の額は、通貨の種類ご との破綻処理清算約定等に係る損失相当額(破 綻認定日(当該破綻認定日に当社と破綻清算参 加者との間で当該通貨の破綻処理清算約定に係 る決済が終了している場合には、当該破綻認定 日の翌当社営業日。以下本項について同じ。) から当初損失確定日までの各当社営業日におい て、当該通貨の種類ごとの破綻処理清算約定に ついて当社が破綻清算参加者から受領できなか った変動証拠金等の総額並びに第93条第2項 の規定により清算約定とみなされた当該通貨の 種類ごとの損失回避取引及びクロスマージン処 分取引について、当社が清算参加者に支払うべ き変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加 者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除 した額を合計した額が正数である場合の当該額 をいう。) を、各第四階層特別清算料負担参加 者に係る利益相当額(破綻認定日から当初損失 確定日までの間に、各第四階層特別清算料負担 参加者を当事者とする当該通貨の種類ごとのす べての清算約定に係る変動証拠金等の総受取額 から総支払額を控除した額が正数である場合の 当該額をいう。)で按分した額を上限として当 社が規則で定める額とする。

3 (略)

を含む。以下同じ。)に係る変動証拠金等の受け取るべき額の総額が支払うべき額の総額を上回る者(以下本条において「第四階層特別清算料負担参加者」という。)は、当社が規則で定めるところにより、当該破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに第四階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、第四階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

前項の破綻処理清算約定に係る通貨の種類ご との第四階層特別清算料の額は、通貨の種類ご との破綻処理清算約定等に係る損失相当額(破 綻認定日(当該破綻認定日に当社と破綻清算参 加者との間で当該通貨の破綻処理清算約定に係 る決済が終了している場合には、当該破綻認定 日の翌当社営業日。以下本項について同じ。) から当初損失確定日までの各当社営業日におい て、当該通貨の種類ごとの破綻処理清算約定に ついて当社が破綻清算参加者から受領できなか った変動証拠金等の総額並びに第93条第2項 の規定により清算約定とみなされた当該通貨の 通貨ごとの損失回避取引及びクロスマージン処 分取引について、当社が清算参加者に支払うべ き変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加 者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除 した額を合計した額が正数である場合の当該額 をいう。)を、各第四階層特別清算料負担参加 者に係る利益相当額(破綻認定日から当初損失 確定日までの間に、各第四階層特別清算料負担 参加者を当事者とする当該通貨の種類ごとのす べての清算約定に係る変動証拠金等の総受取額 から総支払額を控除した額が正数である場合の 当該額をいう。)で按分した額を上限として当 社が規則で定める額とする。

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年4月11日から 施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当 社と清算参加者の間の決済を行うために必要な 当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた 場合その他やむを得ない事由により、改正後の 規定を適用することが適当でないと当社が認め る場合には、平成28年4月11日以後の当社 が定める日から施行する。

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

(債務負担等の申込方法等)

第27条 (略)

2 当社は、業務方法書第48条第1項に規定す2 当社は、業務方法書第48条第1項に規定す る通知の受領を、当社営業日の午前9時から正 午まで、午後1時から午後4時まで及び午後5 時30分から午後7時までの間、順次行うもの とする。

3 (略)

(清算約定の取引毎コンプレッションの申込みの|(清算約定の取引毎コンプレッションの申込みの 方法等)

第30条 (略)

(削る)

<u>2</u> (略)

3 当社は、午後4時までに行われた業務方法書 4 当社は、当社営業日の午後4時までに行われ 第53条第1項の規定による取引毎コンプレッ ションの申込みについて、同条第2項の規定に よる取引毎コンプレッション要件の確認を、当 該申込みを受けた日の午後4時以降速やかに行

(債務負担等の申込方法等)

第27条 (略)

る通知の受領を、当社営業日の午前9時から正 午まで及び午後1時から午後4時までの間、順 次行うものとする。

3 (略)

方法等)

第30条 (略)

2 清算参加者が自己取引口座又は委託取引口座 (業務方法書第59条第3項又は第4項の規定 により自己取引口座又は委託取引口座を複数に 区分する口座が設定されている場合は、当該区 分口座。以下本項において同じ。) に記録され ることとなる清算約定について取引毎コンプレ ッションの申込みを行おうとする場合には、当 社に対して、あらかじめその旨を届け出るもの とする。この場合において、当社が当該届出を 受理した日以降新たに当該自己取引口座又は委 託取引口座に記録される清算約定は、その記録 時点で前項の規定に従い当社に対して取引毎コ ンプレッションの申込みが行われたものとみな す。

3 (略)

た業務方法書第53条第1項に規定する取引毎 コンプレッションの申込み(同条第4項の規定 により取引毎コンプレッションの申込みが行わ れたとみなされたものを含む。)について、同 うものとする。

4 (略)

定めるものは、同条第2項に規定する取引毎コ ンプレッション要件の充足を確認することがで きたときに既に発生している当該取引毎コンプ レッションの申込みの対象である外貨建清算約 定に係る預託又は支払いが完了していない変動 証拠金等に関する債権債務とする。

(削る)

6 (略)

(清算約定のクーポン・ブレンディングの申込み の方法等)

- 第30条の2 業務方法書第53条の2第1項及 (新設) び第5項に規定する当社が定める方法は、クー ポン・ブレンディングを行おうとする自己取引 口座又は委託取引口座に記録されている清算約 定を、金利スワップ取引清算業務システムを用 いて指定する方法とする。
- 2 業務方法書第53条の2第2項に規定する当 社の定める条件は、次の各号に掲げる清算約定 の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。 (1) クーポン・ブレンディングの申込みに 係る清算約定
 - a クーポン・ブレンディング要件の確認を 行う日からその翌当社営業日までの日が金 利支払日にあたらないこと。
 - b アップフロントフィーの決済日がクーポ ン・ブレンディング要件の確認を行う日以 前であること。

条第2項の規定による取引毎コンプレッション 要件の確認を、同日の午後4時以降速やかに行 うものとする。

5 (略)

- 5 業務方法書第53条第3項に規定する当社が 6 業務方法書第53条第3項に規定する当社が 定める債権債務は、同条第2項に規定する取引 毎コンプレッション要件の充足を確認すること ができたときに既に発生している当該取引毎コ ンプレッションの申込みの対象である外貨建清 算約定に係る預託又は支払いが完了していない 変動証拠金等に関する債権債務とする。
 - 7 業務方法書第53条第4項に規定する当社が 定める時点は、取引毎コンプレッション要件の 確認を行った日の翌当社営業日の午前8時30 分とする。

8 (略)

- c 変動金利の決定方法その他の経済条件の うち、当社が通知又は公示により指定する 経済条件が、クーポン・ブレンディングの 申込みが行われた他の清算約定のいずれか と合致していること。
- d 固定金利と変動金利の交換を行う取引で あること。
- e 想定元本の金額が一定であること。
- (2) <u>クーポン・ブレンディングにより新た</u> に成立する清算約定

第9条第1項第10号に規定する要件を満 たすこと。

- 3 当社は、午後4時までに行われた業務方法書 第53条の2第1項の規定によるクーポン・ブ レンディングの申込みについて、同条第2項の 規定によるクーポン・ブレンディング要件の確 認を、当該申込みを受けた日の午後4時以降速 やかに行うものとする。
- 4 クーポン・ブレンディングにより新たに成立 する清算約定について当該クーポン・ブレンディングの申込みが行われた清算約定と同一となる経済条件その他新たに成立する清算約定に関する事項は、当社が通知又は公示により定める。
- 5 業務方法書第53条の2第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定するクーポン・ブレンディング要件の充足を確認することができたときに既に発生している当該クーポン・ブレンディングの申込みの対象である外貨建清算約定に係る預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務とする。
- 6 当社は、金利スワップ取引清算業務システム その他の金利スワップ取引清算業務を行うため に必要な当社又は当社以外の機関が設置するシ ステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむ を得ない事由により必要があると認める場合に は、クーポン・ブレンディング要件の確認を行

わないこととし又はクーポン・ブレンディング 要件の確認を行う時間を変更することができ る。この場合において、当社は、当該確認を行 わないこと又は当該確認を行う時間を変更する こと及びその変更後の時間を、遅滞なく清算参 加者に通知するものとする。

(清算約定の一括コンプレッションの申込みの方|(清算約定の一括コンプレッションの申込み) 法等)

- 項に規定する当社が定める方法は、TriOp tima ABの提供するtriReduce を用いて申込みをする方法とする。
- 2 業務方法書第53条の2の2第2項に規定す2 る当社の定める条件は、次に定めるとおりとす る。
 - (1)(略)
 - 一括コンプレッションにより新たに成 立する清算約定が第9条に規定する適格金利 スワップ取引の要件(第3号に掲げるものを 除く。)を満たすこと。
- 当社は、業務方法書第53条の2の2第2項3 の規定による一括コンプレッション成立要件の 確認を、当社が同条第1項の規定による申込み を受けた日の午後3時30分までに行うものと する。
- 4 業務方法書第53条の2の2第3項に規定す4 る当社が定めるものは、同条第2項に規定する 一括コンプレッション成立要件の充足を確認す ることができたときに既に発生している当該一 括コンプレッションの申込みの対象である外貨 建清算約定に係る預託又は支払いが完了してい ない変動証拠金等に関する債権債務とする。
- 5 業務方法書第53条の2の2第4項に規定す 5

- 第30条の3 業務方法書第53条の2の2第1|第30条の2 業務方法書第53条の2第1項に 規定する当社が定める一括コンプレッションの 申込みは、TriOptima ABの提供す るtriReduceを用いて申込みをするも のとする。
 - 業務方法書第53条の2第2項に規定する当 社が定める条件は、次に定めるとおりとする。
 - (1)(略)
 - (2)一括コンプレッションにより新たに成 立する清算約定が第9条に規定する適格金利 スワップ取引の要件を満たすこと。
 - 当社は、業務方法書第53条の2第2項の規 定による一括コンプレッション成立要件の確認 を当該申込みが行われた日の午後3時30分ま でに行うものとする。
 - 業務方法書第53条の2第3項に規定する当 社が定める債権債務は、同条第2項に規定する 一括コンプレッション成立要件の充足を確認す ることができたときに既に発生している当該一 括コンプレッションの申込みの対象である外貨 建清算約定に係る預託又は支払いが完了してい ない変動証拠金等に関する債権債務とする。
 - 業務方法書第53条の2第4項に規定する当 る当社が定める時点は、一括コンプレッション 社が定める時点は、一括コンプレッション成立

成立要件の確認を行う日の午後3時30分とす る。

- る当社が定める債務負担の申込みに係る通知を 受領しない時間は、一括コンプレッションが行 われる日の午後1時から午後3時30分までと する。ただし、当該時間帯の途中において当社 が一括コンプレッションの成立を確認した場合 は、速やかに当該債務負担の申込みに係る通知 の受領を再開するものとする。
- 7 業務方法書第53条の2の2第6項に規定す7 る解約手数料は、一括コンプレッションが成立 した翌々当社営業日に当社と一括コンプレッシ ョンにより終了した清算約定の当事者である清 算参加者との間で授受するものとする。

8 (略)

(清算約定の参加者提案型コンプレッションの申 込みの方法等)

- 第30条の4 業務方法書第53条の2の3第1 項に規定する当社が定める方法は、当社が通知 又は公示により定める方法とする。
- 2 業務方法書第53条の2の3第2項に規定す る当社の定める条件は、次に定めるとおりとす る。
 - (1) 参加者提案型コンプレッション成立要 件の確認を行う日からその翌当社営業日まで の日が、参加者提案型コンプレッションの申 込みに係る清算約定及び参加者提案型コンプ レッションにより新たに成立する清算約定の 金利支払日にあたらないこと。
 - (2) 参加者提案型コンプレッションにより 新たに成立する清算約定が第9条に規定する 適格金利スワップ取引の要件(同条第3号及 び第10号に掲げるものを除く。)を満たす こと。

要件の確認を行う日の午後3時30分とする。

- 6 業務方法書第53条の2の2第5項に規定す 6 業務方法書第53条の2第5項に規定する当 社が定める債務負担の申込みに係る通知を受領 しない時間は、一括コンプレッションが行われ る日の午後1時から午後3時30分までとす る。ただし、当該時間帯の途中において当社が 一括コンプレッションの成立を確認した場合 は、すみやかに当該債務負担の申込みに係る通 知の受領を再開するものとする。
 - 業務方法書第53条の2第6項に規定する解 約手数料は、一括コンプレッションが成立した 翌々当社営業日に当社と一括コンプレッション により終了した清算約定の当事者である清算参 加者との間で授受するものとする。

(略)

(新設)

- (3) 参加者提案型コンプレッションにより 新たに成立する清算約定の想定元本の金額が 一定であること。
- (4) 参加者提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定及び参加者提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定のアップフロントフィーの決済日が参加者提案型コンプレッション成立要件の確認を行う日以前であること。
- (5) 想定される将来キャッシュフローの合計値その他の経済条件のうち、当社が通知又は公示により指定する経済条件が、参加者提案型コンプレッションの成立により終了する清算約定及び参加者提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定において合致していること。
- 3 当社は、業務方法書第53条の2の3第2項 の規定による参加者提案型コンプレッション成 立要件の確認を、当社が同条第1項の規定によ る参加者提案型コンプレッションの申込みを受 けた日の午後4時以降速やかに行うものとす る。
- 4 業務方法書第53条の2の3第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定する参加者提案型コンプレッション成立要件の充足を確認することができたときに既に発生している当該参加者提案型コンプレッションの申込みの対象である外貨建清算約定に係る預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務とする。
- 5 業務方法書第53条の2の3第5項に規定する解約手数料は、参加者提案型コンプレッションが成立した翌々当社営業日に当社と参加者提案型コンプレッションにより終了した清算約定の当事者である清算参加者(共同清算参加者を含む。次項において同じ。)との間で授受する

ものとする。

6 当社は、金利スワップ取引清算業務システム その他の金利スワップ取引清算業務を行うため に必要な当社又は当社以外の機関が設置するシ ステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむ を得ない事由により必要があると認める場合に は、参加者提案型コンプレッション成立要件の 確認を行わないこととし又は参加者提案型コン プレッション成立要件の確認を行う時間を変更 することができる。この場合において、当社は、 当該確認を行わないこと又は当該確認を行う時 間を変更すること及びその変更後の時間を、遅 滞なく清算参加者に通知するものとする。

に関する事項)

第30条の5 (略)

(略)

(清算約定(自己分)の承継により新たに発生す (清算約定(自己分)の承継により新たに発生す る権利義務に関する事項)

第30条の6 (略)

(清算約定(委託分)に関する参加者提案型コン プレッションの申込み)

第35条の2の2 業務方法書第57条の3第1 項に規定する当社が定める方法は、当社が通知 又は公示により定める方法とする。

2 業務方法書第57条の4第2項に規定する当 社が定める内容は、当社が通知又は公示により 定める。

(変動証拠金所要額)

同条第2項に規定する当社が定める清算約定

(清算約定(自己分)の承継時に授受する金銭等|(清算約定(自己分)の承継時に授受する金銭等 に関する事項)

> 第30条の3 (略)

(略)

る権利義務に関する事項)

第30条の4 (略)

(新設)

(変動証拠金所要額)

|第38条 業務方法書第78条第1項に規定する||第38条 業務方法書第78条第1項に規定する 当社が定める変動証拠金所要額の算出方法及び| 当社が定める変動証拠金所要額の算出方法及び 同条第2項に規定する当社が定める清算約定

(委託分)の変動証拠金所要額の算出方法は、 次の各号に掲げる通貨の清算約定ごとに、当該 各号に定める方法とする。

(1) 円貨建清算約定

算出日の前当社営業日の午後3時2分にお ける清算イールド・カーブに基づいて当該当 社営業日の午後4時の時点(業務方法書第5 3条第2項の規定に従い当社が取引毎コンプ レッション要件の充足の確認を行ったとき は、当該確認を行った時点、業務方法書第5 3条の2第2項の規定に従い当社がクーポ ン・ブレンディング要件の充足の確認を行っ たときは、当該確認を行った時点、業務方法 書第53条の2の3第2項の規定に従い当社 が参加者提案型コンプレッション成立要件の 充足の確認を行ったときは、当該確認を行っ た時点、業務方法書第53条の4第1項、同 第58条の3第1項、同第58条の5第1項 又は同第58条の7第1項の規定に従い当社 が清算参加者からの承継又は移管の申込みを 承諾したときは、当該承諾の時点をいう。以 下本号において同じ。) における円貨建清算 約定について算出した正味現在価値と、算出 日の午後3時2分における清算イールド・カ ーブに基づいて当該算出日の午後4時の時点 における円貨建清算約定について算出した正 味現在価値の差額に相当する額を求める方法

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 · 3 (略)

(クロスマージンの承諾を行うための要件)

第42条の6 業務方法書第84条の4第1項に|第42条の6 業務方法書第84条の4第1項に 規定する当社が定める要件は、クロスマージン の申請に係るクロスマージン利用者である清算 参加者について、当社が、当該申請時点におい

(委託分)の変動証拠金所要額の算出方法は、 次の各号に掲げる通貨の清算約定ごとに、当該 各号に定める方法とする。

(1) 円貨建清算約定

算出日の前当社営業日の午後3時2分にお ける清算イールド・カーブに基づいて当該当 社営業日の午後4時の時点(業務方法書第5 3条第2項の規定に従い当社が取引毎コンプ レッション要件の充足の確認を行ったとき は、当該確認を行った時点をいい、業務方法 書第58条の3第1項又は同第58条の5第 1項の規定に従い当社が清算参加者からの承 継又は移管の申込みを承諾したときは、当該 承諾の時点をいう。以下本号において同じ。) における円貨建清算約定について算出した正 味現在価値と、算出日の午後3時2分におけ る清算イールド・カーブに基づいて当該算出 日の午後4時の時点における円貨建清算約定 について算出した正味現在価値の差額に相当 する額を求める方法

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 · 3 (略)

(クロスマージンの承諾を行うための要件)

規定する当社が定める要件は、クロスマージン の申請に係るクロスマージン利用者である清算 参加者について、当社が、当該申請時点におい て、当該クロスマージンの申請の対象となった て、当該クロスマージンの申請の対象となった

国債証券先物取引の建玉をクロスマージン制度 の対象としたと仮定して<u>別表2第1項第1号に</u> 準じて算出した当該申請時点における清算約定 (自己分)の当初証拠金所要額に相当する額(当 社が、市場環境の急激な変化が生じた場合その 他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂 行を確保する観点から必要と認める場合には、 当該額を臨時に変更した額とする。以下本条に おいて同じ。)が、当該建玉を除いて別表2第 1項第1号に準じて算出した当該申請時点にお ける清算約定(自己分)の当初証拠金所要額に 相当する額を下回ることを確認できたこととす る。

2 前項の規定は、清算委託者がクロスマージン利用 2 者である場合について準用する。この場合におい て、前項中「清算参加者」とあるのは「清算委託者」 と、「別表2第1項第1号」とあるのは「別表2第 1項第2号」と、「清算約定(自己分)」とあるのは 「清算約定(委託分)」とそれぞれ読み替えるもの とする。

什 則

- この改正規定は、平成28年4月11日から 施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当 社と清算参加者の間の決済を行うために必要な 当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた 場合その他やむを得ない事由により、改正後の 規定を適用することが適当でないと当社が認め る場合には、平成28年4月11日以後の当社 が定める日から施行する。

別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

- 当初証拠金所要額

国債証券先物取引の建玉をクロスマージン制度 の対象としたと仮定して算出した清算約定(自 己分) の当初証拠金所要額に相当する額(当社 が、市場環境の急激な変化が生じた場合その他 当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行 を確保する観点から必要と認める場合には、当 該額を臨時に変更した額とする。以下本条にお いて同じ。)が、当該建玉を除いて算出した清 算約定(自己分)の当初証拠金所要額に相当す る額を下回ることを確認できたこととする。

前項の規定は、清算委託者がクロスマージン利用 者である場合について準用する。この場合におい て、前項中「清算参加者」とあるのは「清算委託者」 と、「清算約定(自己分)」とあるのは「清算約定(委 託分)」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

- 当初証拠金所要額
- (1) 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所 (1) 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所 (1)

要額(次号に規定する場合以外の場合)

a 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所 要額は、自己取引口座の算出日の午後4時 時点(業務方法書第53条第2項の規定に 従い当社が取引毎コンプレッション要件の 充足の確認を行ったときは、当該確認を行 った時点、業務方法書第53条の2第2項 の規定に従い当社がクーポン・ブレンディ ング要件の充足の確認を行ったときは、当 該確認を行った時点、業務方法書第53条 の2の3第2項の規定に従い当社が参加者 提案型コンプレッション成立要件の充足の 確認を行ったときは、当該確認を行った時 点、業務方法書第53条の4第1項、同第 58条の3第1項、同第58条の5第1項 又は同第58条の7第1項の規定に従い当 社が承継又は移管の申込みを承諾したとき は、当該承諾の時点をいう。以下別表2に おいて同じ。)における円貨建清算約定、 豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又は ユーロ建清算約定ごとの同日午後3時2分 時点(ユーロ建清算約定にあっては、午前 11時2分時点)の清算イールド・カーブ に基づき算出した正味現在価値及び当該算 出日の午後6時30分までに当該自己取引 口座に係る清算参加者が当該自己取引口座 に関してクロスマージンの承諾を行った国 債証券先物取引の建玉の同日の清算値段に 基づき算出した現在価値(以下「先物清算 値段価値」という。)について、次の(a) 及び(b)に規定する変動額のうち、当該 変動額の合計額が負の数となるものについ てその絶対値が大きい順に上位12位まで の値の平均値として算出される額をいう。 ただし、当社が市場環境の急激な変化が生 じた場合その他当社の金利スワップ取引清

要額

a 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所 要額は、自己取引口座の算出日の午後4時 時点(業務方法書第53条第2項の規定に 従い当社が取引毎コンプレッション要件の 充足の確認を行ったときは、当該確認を行 った時点をいい、業務方法書第58条の3 第1項又は同第58条の5第1項の規定に 従い当社が承継又は移管の申込みを承諾し たときは、当該承諾の時点をいう。以下別 表2において同じ。) における円貨建清算 約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約 定又はユーロ建清算約定ごとの同日午後3 時2分時点(ユーロ建清算約定にあっては、 午前11時2分時点)の清算イールド・カ ーブに基づき算出した正味現在価値及び算 出日の午後5時30分までに当該自己取引 口座に係る清算参加者が当該自己取引口座 に関してクロスマージンの承諾を行った国 債証券先物取引の建玉の同日の清算値段に 基づき算出した現在価値(以下「先物清算 値段価値」という。) について、次の(a) 及び(b)に規定する変動額のうち、当該 変動額の合計額が負の数となるものについ てその絶対値が大きい順に上位12位まで の値の平均値として算出される額をいう。 ただし、当社が市場環境の急激な変化が生 じた場合その他当社の金利スワップ取引清 算業務の適切な遂行を確保する観点から必 要と認める場合には、当該額を臨時に変更 することができる。

算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。

(a) · (b) (略)

- b 前a(a)に規定する「想定変動イールド・カーブ」とは、算出日から起算して過去1,250当社営業日における日々の清算イールド・カーブの作成に利用した金利スワップ取引等の気配値の5日間の変動幅と同じ幅の変動が、当該算出日の清算イールド・カーブの作成に利用する金利スワップ取引等の気配値に生じた場合における当該気配値を基に作成したイールド・カーブをいう。なお、過去の変動幅については、当社が公示により定める方法により一定の調整を行う。
- c 上記 a (a)に規定する「想定変動値段」とは、算出日から起算して過去1,250 当社営業日における日々の清算値段に関する5日間の変動幅と同じ幅の変動が、当該 算出日の清算値段に生じた場合における当 該清算値段をいう。なお、過去の変動幅に ついては、当社が公示により定める方法に より一定の調整を行う。
- d 上記 a (b) に規定する「ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブ」とは、当社が公示により定める期間における日々の清算イールド・カーブの作成に利用した金利スワップ取引等の気配値の5日間の変動幅と同じ幅の変動が、算出日の清算イールド・カーブの作成に利用する金利スワップ取引等の気配値に生じた場合における当該気配値を基に作成したイールド・カーブをいう。
- e 上記 a (b) に規定する「ストレスイベーントシナリオ想定変動値段」とは、当社が

(a) · (b) (略)

- b 前a(a)に規定する「想定変動イールド・カーブ」とは、算出日から起算して過去1,250当社営業日における日々の清算イールド・カーブの作成に利用した金利スワップ取引等の気配値の5日間の変動率と同じ率の変動が、算出日の清算イールド・カーブの作成に利用する金利スワップ取引等の気配値に生じた場合における当該気配値を基に作成したイールド・カーブをいう。なお、過去の変動率については、当社が公示により定める方法により一定の調整を行う。
- c 上記 a (a)に規定する「想定変動値段」 とは、算出日から起算して過去1,250 当社営業日における日々の清算値段に関す る5日間の変動率と同じ率の変動が、算出 日の清算値段に生じた場合における当該清 算値段をいう。なお、過去の変動率につい ては、当社が公示により定める方法により 一定の調整を行う。
- d 上記 a (b) に規定する「ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブ」とは、当社が公示により定める期間における日々の清算イールド・カーブの作成に利用した金利スワップ取引等の気配値の5日間の変動率と同じ率の変動が、算出日の清算イールド・カーブの作成に利用する金利スワップ取引等の気配値に生じた場合における当該気配値を基に作成したイールド・カーブをいう。
- e 上記 a (b) に規定する「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」とは、当社が

公示により定める期間における日々の清算 値段の5日間の変動幅と同じ幅の変動が、 算出日の清算値段に生じた場合における当 該清算値段をいう。

- f 上記 a (a)及び(b)に規定する為替 相場の変動は、算出日から起算して過去1, 250当社営業日における日々の午後3時 時点における当社が公示により定める為替 相場の気配値の5日間の変動幅と同じ幅の 変動が、当該算出日の為替相場の気配値に 生じた場合における当該為替相場の気配値 の変動をいう。なお、過去の変動幅につい ては、当社が公示により定める方法により 一定の調整を行う。
- g 自己取引口座に外貨建清算約定が記録さ れている場合において、当該外貨建清算約 定に係る外貨本国営業日が休業日と同日と なる日の前々当社営業日においては、上記 a から f までの規定に従い算出された当初 証拠金所要額に、上記 a から f までの規定 中「5日間の変動幅」とあるのを「自己取 引口座に記録されている外貨建清算約定に 係る外貨本国営業日と休業日が同日となる 日数の変動幅」と読み替えて上記aからf までの規定に従い算出した額を加算する。

h (略)

- (1) <u>の2</u> 清算約定(自己分)に係る当初証 (新設) 拠金所要額(午後5時30分から午後7時ま での間に新たな清算約定(自己分)が成立し た場合)
 - a 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所 要額は、自己取引口座の算出日の午後7時 時点における清算約定(自己分)について 算出した当初証拠金相当額に変動証拠金相 当額を加減した額とする。ただし、当社が 市場環境の急激な変化が生じた場合その他

公示により定める期間における日々の清算 値段の5日間の変動率と同じ率の変動が、 算出日の清算値段に生じた場合における当 該清算値段をいう。

- f 上記 a (a) 及び (b) に規定する為替 相場の変動は、算出日から起算して過去1, 250当社営業日における日々の午後3時 時点における当社が公示により定める為替 相場の気配値の5日間の変動率と同じ率の 変動が、算出日の為替相場の気配値に生じ た場合における当該為替相場の気配値の変 動をいう。なお、過去の変動率については、 当社が公示により定める方法により一定の 調整を行う。
- g 自己取引口座に外貨建清算約定が記録さ れている場合において、当該外貨建清算約 定に係る外貨本国営業日が休業日と同日と なる日の前々当社営業日においては、上記 a から f までの規定に従い算出された当初 証拠金所要額に、上記 a から f までの規定 中「5日間の変動率」とあるのを「自己取 引口座に記録されている外貨建清算約定に 係る外貨本国営業日と休業日が同日となる 日数の変動率」と読み替えて上記aからf までの規定に従い算出した額を加算する。

h (略)

- 当社の金利スワップ取引清算業務の適切な 遂行を確保する観点から必要と認める場合 には、当該額を臨時に変更することができ る。
- b 前 a に規定する「当初証拠金相当額」とは、前 a の算出日の午後 7 時時点における自己取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定の同日午後 3 時 2 分時点(ユーロ建清算約定にあっては、午前 1 1 時 2 分時点)の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値及び当該算出日に当該自己取引口座に記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定の先物清算値段価値について、次の(a)及び(b)に規定する変動額のうち、当該変動額が負の数となるものについてその絶対値が大きい順に上位 1 2 位までの値の平均値として算出される額をいう。
 - (a) 前号a(a)に規定する想定変動 イールド・カーブにより算出した正味現 在価値又は前号cに規定する想定変動値 段により算出した先物清算値段価値の変 動額(外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあっては、当該正味現在価値の変動額にあっては、当該正味現在価値の変動額に過去の前号fに規定する為替相場の変動を反映した額)
 - (b) 前号a(b)に規定するストレス イベントシナリオ想定変動イールド・カ ーブにより算出した正味現在価値又は前 号eに規定するストレスイベントシナリ オ想定変動値段により算出した先物清算 値段価値の変動額(外貨建清算約定に係 る正味現在価値の変動額にあっては、当 該正味現在価値の変動額に過去の前号f に規定する為替相場の変動を反映した

- 額) のうち、当社が公示により定める額
- c 上記 a に規定する「変動証拠金相当額」 とは、算出日の午後 4 時時点における清算 約定について、清算約定の通貨ごとに、同 日の午後 3 時 2 分時点(ユーロ建清算約定 にあっては、午前 1 1 時 2 分時点。以下本 でにおいて同じ。)の清算イールド・カー ブに基づいて算出した正味現在価値と、当 該算出日の午後 7 時時点における清算約定 について、清算約定の通貨ごとに、同日の 午後 3 時 2 分時点の清算イールド・カーブ に基づいて算出した正味現在価値の差額に 相当する額(外貨建清算約定にあっては、 当社が公示により定める為替相場を用いて 日本円に換算した額)を合計した額とする。
- d 前号gの規定は、本号における当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同g中「上記aからfまでの規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのは「上記aからcまでの規定に従い算出された当初証拠金所要額」と、「上記aからfまでの規定に従い算出した額」とあるのは「上記aからcまでの規定に従い算出した額」とあるのは「上記aからcまでの規定に従い算出した額」とあるのは「上記aからcまでの規定に従い算出した額」と読み替えるものとする。
- e 前号hの規定は、本号における当初証拠 金所要額の算出について準用する。この場合において、同h中「上記aからfの規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのは「上記aからcの規定に従い算出された当初証拠金所要額」と読み替えるものとする。
- (2) 清算約定(委託分)(業務方法書第9 4条第1項に定める清算委託者以外の清算委 託者に係るものに限る。)に係る当初証拠金 所要額

前2号の規定は、清算約定(委託分)に係

(2) 清算約定(委託分)(業務方法書第9 4条第1項に定める清算委託者以外の清算委 託者に係るものに限る。)に係る当初証拠金 所要額

前号の規定は、清算約定(委託分)に係る

る当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中<u>「清算約定(自己分)」とあるのは「清算約定(委託分)」と、</u>「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と読み替えるものとする。

(3) 清算約定(委託分)(業務方法書第9 4条第1項に定める清算委託者に係るものに 限る。)に係る当初証拠金所要額(ノンヘッ ジロ座に係るものを除く。)

第1号及び第1号の2の規定は、本号に規 定する当初証拠金所要額の算出について準用 する。この場合において、同号中「清算約定 (自己分)」とあるのは「清算約定(委託分)」 と、「自己取引口座」とあるのは「各委託取 引口座」と、「5日間の変動幅」とあるのは 「7日間の<u>変動幅</u>」と読み替えるものとする (以下、本号における想定変動イールド・カ ーブを「特別想定変動イールド・カーブ」と、 本号におけるストレスイベントシナリオ想定 変動イールド・カーブを「ストレスイベント シナリオ特別想定変動イールド・カーブ」と、 「想定変動値段」を「特別想定変動値段」と、 「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」 を「ストレスイベントシナリオ特別想定変動 値段」という。)。

(4) (略)

2 日中証拠金所要額

- (1) 清算約定(自己分)に係る日中証拠金所 要額
 - a 清算約定(自己分)に係る日中証拠金所 要額は、自己取引口座の算出日の正午時点 における<u>清算約定(自己分)</u>について算出 した当初証拠金相当額に変動証拠金相当額 を加減した額とする。ただし、当社が市場 環境の急激な変化が生じた場合その他当社

当初証拠金所要額の算出について準用する。 この場合において、同号中「自己取引口座」 とあるのは「各委託取引口座」と読み替える ものとする。

(3) 清算約定(委託分) (業務方法書第9 4条第1項に定める清算委託者に係るものに 限る。) に係る当初証拠金所要額(ノンヘッ ジロ座に係るものを除く。)

第1号の規定は、本号に規定する当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と、「5日間の変動率」と読み替えるものとする(以下、本号における想定変動イールド・カーブを「特別想定変動イールド・カーブ」と、本号におけるストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブ」と、「想定変動値段」を「特別想定変動値段」と、「ストレスイベントシナリオ特別想定変動値段」という。)。

(4) (略)

2 日中証拠金所要額

- (1)清算約定(自己分)に係る日中証拠金所 要額
 - a 清算約定(自己分)に係る日中証拠金所 要額は、自己取引口座の算出日の正午時点 における<u>清算約定</u>について算出した当初証 拠金相当額に変動証拠金相当額を加減した 額とする。ただし、当社が市場環境の急激 な変化が生じた場合その他当社の金利スワ

- の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行 を確保する観点から必要と認める場合に は、当該額を臨時に変更することができる。
- b 前aに規定する「当初証拠金相当額」と は、前aの算出日の正午時点における自己 取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算 約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算 約定の午前11時2分時点の清算イール ド・カーブに基づいて算出した正味現在価 値及び当該算出日に当該自己取引口座に記 録されているクロスマージン対象国債先物 清算約定の同日の約定値段(当社が行う証 券取引等清算業務における先物・オプショ ン取引に係る取引証拠金等に関する規則第 23条に規定する緊急清算値段として定め られる値段をいう。以下本項及び次項にお いて同じ。) に基づき算出した現在価値(以 下「先物約定値段価値」という。)につい て、次の(a)及び(b)に規定する変動 額のうち、当該変動額が負の数となるもの についてその絶対値が大きい順に上位12 位までの値の平均値として算出される額を いう。
- (a) 前項第1号bに<u>規定する</u>想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前項第1号cに規定する国債先物想定変動値段により算出した先物約定値段価値の変動額(外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額に過去の<u>前項第1号fに規定</u>する為替相場の変動を反映した額)
- (b) 前項第1号dに<u>規定する</u>ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前項第1号eに規定するストレスイベントシナリオ想定変動値段により算出した先物約定値段

- ップ取引清算業務の適切な遂行を確保する 観点から必要と認める場合には、当該額を 臨時に変更することができる。
- b 前aに規定する「当初証拠金相当額」と は、前aの算出日の午前11時2分時点に おける気配値を基に作成した清算イール ド・カーブに基づいて算出した自己取引口 座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、 米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定の 正味現在価値及び当該算出日に当該自己取 引口座に記録されているクロスマージン対 象国債先物清算約定の同日の約定値段(当 社が行う証券取引等清算業務における先 物・オプション取引に係る取引証拠金等に 関する規則第23条に規定する緊急清算値 段として定められる値段をいう。以下本項 及び次項において同じ。) に基づき算出し た現在価値(以下「先物約定値段価値」と いう。) について、次の(a)及び(b) に規定する変動額のうち、当該変動額が負 の数となるものについてその絶対値が大き い順に上位12位までの値の平均値として 算出される額をいう。
 - (a) 前項第1号bに定める想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値 又は前項第1号cに規定する国債先物想定 変動値段により算出した先物約定値段価値 の変動額(外貨建清算約定に係る正味現在 価値の変動額にあっては、当該正味現在価値の変動額に過去の為替相場の変動を反映 した額)
- (b) 前項第1号 d に <u>定める</u>ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前項第1号e に規定するストレスイベントシナリオ想定変動値段により算出した先物約定値段価

価値の変動額(外貨建清算約定に係る正味 現在価値の変動額にあっては、当該正味現 在価値の変動額に前項第1号fに規定する 過去の為替相場の変動を反映した額)のう ち、当社が公示により定める額

- c 上記 a に規定する「変動証拠金相当額」 とは、算出日の前当社営業日の午後4時時 点における清算約定について、清算約定の 通貨ごとに、同日の午後3時2分時点(ユ 一口建清算約定にあっては、午後5時30 分(ロンドンにおいて夏時間が実施されて いる期間にあっては、午後4時30分)時 点をいう。)の清算イールド・カーブに基 づいて算出した正味現在価値と、前aに規 定する清算約定について、清算約定の通貨 ごとに、当該算出日の午前11時2分時点 の清算イールド・カーブに基づいて算出し た正味現在価値の差額に相当する額(外貨 建清算約定にあっては、当社が公示により 定める為替相場を用いて日本円に換算した 額)を合計した額とする。
- d 前項第1号gの規定は、日中証拠金所要 (新設) 額の算出に準用する。この場合において、 同号中「休業日と同日となる日の前々当社 営業日」とあるのは「休業日と同日となる 日の前当社営業日」と、「上記aからfま での規定に従い算出された当初証拠金所要 額」とあるのは<u>「上記aからcまでの規定</u> に従い算出された日中証拠金所要額」と、 「上記 a から f までの規定に従い算出した 額」とあるのは「上記aからcまでの規定 に従い算出した額」と読み替えるものとす る。
- e 前項第1号hの規定は、日中証拠金所要 (新設) 額の算出に準用する。この場合において

値の変動額(外貨建清算約定に係る正味現 在価値の変動額にあっては、当該正味現在 価値の変動額に過去の為替相場の変動を反 映した額) のうち、当社が公示により定め る額

c 上記 a に規定する「変動証拠金相当額」 とは、算出日の前当社営業日の午後4時の 時点における清算約定について、清算約定 の通貨ごとに、同日の午後3時2分時点(ユ ーロ建ての金利スワップ取引に係る気配値 にあっては、午後5時30分(ロンドンに おいて夏時間が実施されている期間にあっ ては、午後4時30分)時点をいう。以下 別表 2 において同じ。) の清算イールド・ カーブに基づいて算出した正味現在価値 と、前 a に規定する清算約定について、清 算約定の通貨ごとに、算出日の午前11時 2分時点の清算イールド・カーブに基づい て算出した正味現在価値の差額に相当する 額(外貨建清算約定にあっては、当社が公 示により定める為替相場を用いて日本円に 換算した額)を合計した額とする。

同号中「当社営業日と同日となる日の前当 社営業日」とあるのは「当社営業日と同日 となる日」と、「上記 a から f の規定に従 い算出された当初証拠金所要額」とあるの は「上記 a から c の規定に従い算出された 日中証拠金所要額」と読み替えるものとす る。

 $(2) \sim (4)$ (略)

- 3 債務負担時所要証拠金
 - (1) 清算約定(自己分)に係る債務負担時 所要証拠金
 - a 清算約定(自己分)に係る債務負担時所 要証拠金は、当社が業務方法書第48条第 1項に規定する債務負担の申込みに係る通 知を受領した時点(以下本項において「申 込受領時点」という。) における自己取引 口座の清算約定に、当該申込みに係る適格 金利スワップ取引を加えた清算約定及び算 出日の前当社営業日の午後6時30分まで に当該自己取引口座に係る清算参加者が当 該自己取引口座に関してクロスマージンの 承諾を行った国債証券先物取引の建玉につ いて算出した当初証拠金相当額に変動証拠 金相当額を加減した額に、未決済金額(業 務方法書第85条の2第1項第1号の規定 により差引計算した結果負数である場合の 当該負数の額の絶対値をいう。以下同じ。) 及び申込受領時点において預託又は支払い が完了していない外貨建清算約定に係る変 動証拠金等の額(決済未了金額を除く。) を当社が公示により定める為替相場を用い て日本円に換算した額を加算した額とす る。ただし、当社が市場環境の急激な変化 が生じた場合その他当社の金利スワップ取 引清算業務の適切な遂行を確保する観点か

 $(2) \sim (4)$ (略)

- 3 債務負担時所要証拠金
 - (1) 清算約定(自己分)に係る債務負担時 所要証拠金
 - a 清算約定(自己分)に係る債務負担時所 要証拠金は、当社が業務方法書第48条第 1項に規定する債務負担の申込みに係る通 知を受領した時点(以下本項において「申 込受領時点」という。) における自己取引 口座の清算約定に、当該申込みに係る適格 金利スワップ取引を加えた清算約定及び算 出日の前当社営業日の午後5時30分まで に当該自己取引口座に係る清算参加者が当 該自己取引口座に関してクロスマージンの 承諾を行った国債証券先物取引の建玉につ いて算出した当初証拠金相当額に変動証拠 金相当額を加減した額に、未決済金額(業 務方法書第85条の2第1項第1号の規定 により差引計算した結果負数である場合の 当該負数の額の絶対値をいう。以下同じ。) 及び申込受領時点において預託又は支払い が完了していない外貨建清算約定に係る変 動証拠金等の額(決済未了金額を除く。) を当社が公示により定める為替相場を用い て日本円に換算した額を加算した額とす る。ただし、当社が市場環境の急激な変化 が生じた場合その他当社の金利スワップ取 引清算業務の適切な遂行を確保する観点か

ら必要と認める場合には、当該額を臨時に 変更することができる。

b 前aに規定する「当初証拠金相当額」と は、前aの債務負担の申込みを受領した日 (以下本項において「申込受領日」という。) の午前11時2分時点(午前9時から正午 までの間に債務負担の申込みを受領した場 合又は第27条第3項に規定する申込みを 受領した場合は、当該申込受領日の前当社 営業日の午後3時2分時点、午後5時30 分から午後7時までの間に債務負担の申込 みを受領した場合は、当該申込受領日の午 後3時2分時点 (ユーロ建清算約定にあっ ては午前11時2分時点))における気配 値を基に作成した清算イールド・カーブに 基づいて算出した自己取引口座の円貨建清 算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算 約定又はユーロ建清算約定の正味現在価値 及び算出日の前当社営業日の午後6時30 分までに当該自己取引口座に係る清算参加 者が当該自己取引口座に関してクロスマー ジンの承諾を行った国債証券先物取引の建 玉の算出日の約定値段(午前9時から正午 までの間に債務負担の申込みを受領した場 合又は第27条第3項に規定する申込みを 受領した場合にあっては、当該申込受領日 の前当社営業日の清算値段) に基づき算出 した現在価値(以下「先物日中価値」とい う。) について、次の(a)及び(b) に 規定する変動額のうち、当該変動額が負の 数となるものについてその絶対値が大きい 順に上位12位までの値の平均値として算 出される額をいう。

(a) · (b) (略)

c 上記 a に規定する「変動証拠金相当額」 とは、申込受領日の前当社営業日の午後 4 ら必要と認める場合には、当該額を臨時に 変更することができる。

b 前aに規定する「当初証拠金相当額」と は、前aの債務負担の申込みを受領した日 (以下本項において「申込受領日」という。) の午前11時2分時点(午前9時から正午 までの間に債務負担の申込みを受領した場 合又は第27条第3項に規定する申込みを 受領した場合は、当該申込受領日の前当社 営業日の午後3時2分時点)における気配 値を基に作成した清算イールド・カーブに 基づいて算出した自己取引口座の円貨建清 算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算 約定又はユーロ建清算約定の正味現在価値 及び算出日の前当社営業日の午後5時30 分までに当該自己取引口座に係る清算参加 者が当該自己取引口座に関してクロスマー ジンの承諾を行った国債証券先物取引の建 玉の算出日の約定値段(午前9時から正午 までの間に債務負担の申込みを受領した場 合又は第27条第3項に規定する申込みを 受領した場合にあっては、当該申込受領日 の前当社営業日の清算値段) に基づき算出 した現在価値(以下「先物日中価値」とい う。) について、次の(a) 及び(b) に 規定する変動額のうち、当該変動額が負の 数となるものについてその絶対値が大きい 順に上位12位までの値の平均値として算 出される額をいう。

(a) · (b) (略)

c 上記 a に規定する「変動証拠金相当額」 とは、申込受領日の前当社営業日の午後4

時時点における清算約定について、清算約 定の通貨ごとに、申込受領日の前当社営業 日の午後3時2分時点の清算イールド・カ ーブに基づいて算出した正味現在価値と、 前aに規定する清算約定について、清算約 定の通貨ごとに、申込受領日の午前11時 2分時点の清算イールド・カーブ(午前9 時から正午までの間に債務負担の申込みを 受領した場合又は第27条第3項に規定す る申込みを受領した場合は、当該申込受領 日の前当社営業日の午後3時2分時点の清 算イールド・カーブ、午後5時30分から 午後7時までの間に債務負担の申込みを受 領した場合は、当該申込受領日の午後3時 2分時点(ユーロ建清算約定にあっては午 前11時2分時点)の清算イールド・カー ブ) に基づいて算出した正味現在価値の差 額に相当する額(外貨建清算約定にあって は、当社が公示により定める為替相場を用 いて日本円に換算した額)を合計した額と する。

d 第1項第1号gの規定は、債務負担時所 要証拠金の算出に準用する。この場合にお いて、同号中「休業日と同日となる日の前々 当社営業日」とあるのを「休業日と同日と なる日の前当社営業日」、「上記 a から f までの規定に従い算出された当初証拠金所 要額」とあるのを「上記aからcまでの規 定に従い算出された債務負担時所要証拠 金」と、「上記 a から f までの規定に従い 算出した額」とあるのは「上記aからcま での規定に従い算出した額」と読み替える ものとする。

e 第1項第1号hの規定は、債務負担時所 | (新設) 要証拠金の算出に準用する。この場合にお いて、同号中「当社営業日と同日となる日

時時点における清算約定について、清算約 定の通貨ごとに、申込受領日の前当社営業 日の午後3時2分時点の清算イールド・カ ーブに基づいて算出した正味現在価値と、 前aに規定する清算約定について、清算約 定の通貨ごとに、申込受領日の午前11時 2分時点の清算イールド・カーブ(午前9 時から正午までの間に債務負担の申込みを 受領した場合又は第27条第3項に規定す る申込みを受領した場合は、当該申込受領 日の前当社営業日の午後3時2分時点にお ける気配値を基に作成した清算イールド・ カーブ) に基づいて算出した正味現在価値 の差額に相当する額(外貨建清算約定にあ っては、当社が公示により定める為替相場 を用いて日本円に換算した額)を合計した 額とする。

(新設)

の前当社営業日」とあるのは「当社営業日 と同日となる日」と、「上記aからfの規 定に従い算出された当初証拠金所要額」と あるのは「上記 a から c の規定に従い算出 された債務負担時所要証拠金」と読み替え るものとする。

 $(2) \sim (4)$ (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

様式第3号 清算受託契約の様式

金利スワップ清算受託契約書

(証拠金の預託の性質)

第24条 証拠金の預託は、業務方法書に別段の|第24条 証拠金の預託は、本業務方法書に別段 定めがある場合を除き、証拠金が金銭である場 合には担保目的の消費寄託とし、証拠金が代用 有価証券である場合には担保目的の無償の消費 貸借とする。

する金銭の決済の方法)

第26条の2 (略)

(当初証拠金及び変動証拠金等の差引計算)

第26条の3 前条の規定により差引計算した結(第26条の3 前条の規定により差引計算した結 果、乙が甲に対し円貨建委託清算約定に係る変 動証拠金等に相当する金銭を支払うこととなる 場合には、当該金銭の支払い及び第11条に規 定する当初証拠金の預託については、次に掲げ る計算式の順序に従って差引計算するものと し、それぞれ算出された額が負の数になる場合 には、乙は甲に対し当該額を預託するものとす る。ただし、第1号に係る預託については、金 銭により預託しなければならない。

(1) (当初証拠金等預託額のうち金銭によ (1) (当初証拠金等預託額のうち金銭によ

様式第3号 清算受託契約の様式

金利スワップ清算受託契約書

(証拠金の預託の性質)

の定めがある場合を除き、証拠金が金銭である 場合には担保目的の消費寄託とし、証拠金が代 用有価証券である場合には担保目的の無償の消 費貸借とする。

(円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当|(円貨建清算約定に係る変動証拠金等に相当する 金銭の決済の方法)

第26条の2 (略)

(当初証拠金及び変動証拠金等の差引計算)

果、乙が甲に対し円貨建清算約定に係る変動証 拠金等に相当する金銭を支払うこととなる場合 には、当該金銭の支払い及び第11条に規定す る当初証拠金の預託については、次に掲げる計 算式の順序に従って差引計算するものとし、そ れぞれ算出された額が負の数になる場合には、 乙は甲に対し当該額を預託するものとする。た だし、第1号に係る預託については、金銭によ り預託しなければならない。

る預託額) - (乙が甲に支払うこととなる円 貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当 する金銭の額)

- (2) (当初証拠金等預託額-充当金銭預託 額(前号による差引計算の結果、乙が甲に支 払うこととなる円貨建委託清算約定に係る変 動証拠金等に相当する金銭に充当された当初 証拠金等預託額のうち金銭による預託額をい う。)) - (当初証拠金預託必要額)
- 前条の規定により差引計算した結果、乙が甲2 から円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に 相当する金銭を受領することとなる場合には、 当該金銭の支払い及び第11条に規定する当初 証拠金の預託については、次に掲げる計算式に 従って差引計算するものとし、算出された額が 負の数になる場合には、乙は甲に対し当該額を 預託するものとする。

(当初証拠金等預託額+乙が甲から受領するこ ととなる円貨建委託清算約定に係る変動証拠 金等に相当する金銭の額) - (当初証拠金預 託必要額)

(返戻の申請及び当初証拠金のみなし預託)

- 第26条の4 第26条の2の差引計算の結果、 乙が円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に 相当する金銭を受領することとなる場合には、 甲に対し、受領する金銭の額を明らかにしたう えで申請を行うことにより、当該金銭を受領す るものとする。
- 2 前項の申請がなされていない場合、乙が受領 2 することとなる円貨建委託清算約定に係る変動 証拠金等に相当する金銭は、当初証拠金として 預託されたものとみなす。

金額の決済方法)

る預託額) - (乙が甲に支払うこととなる円 貨建清算約定に係る変動証拠金等に相当する 金銭の額)

(2) (当初証拠金等預託額-充当金銭預託 額(前号による差引計算の結果、乙が甲に支 払うこととなる円貨建清算約定に係る変動証 拠金等に相当する金銭に充当された当初証拠 金等預託額のうち金銭による預託額をい

う。)) - (当初証拠金預託必要額)

前条の規定により差引計算した結果、乙が甲 から円貨建清算約定に係る変動証拠金等に相当 する金銭を受領することとなる場合には、当該 金銭の支払い及び第11条に規定する当初証拠 金の預託については、次に掲げる計算式に従っ て差引計算するものとし、算出された額が負の 数になる場合には、乙は甲に対し当該額を預託 するものとする。

(当初証拠金等預託額+乙が甲から受領するこ ととなる円貨建清算約定に係る変動証拠金等 に相当する金銭の額) - (当初証拠金預託必 要額)

(返戻の申請及び当初証拠金のみなし預託)

- 第26条の4 第26条の2の差引計算の結果、 乙が円貨建清算約定に係る変動証拠金等に相当 する金銭を受領することとなる場合には、甲に 対し、受領する金銭の額を明らかにしたうえで 申請を行うことにより、当該金銭を受領するも のとする。
- 前項の申請がなされていない場合、乙が受領 することとなる円貨建清算約定に係る変動証拠 金等に相当する金銭は、当初証拠金として預託 されたものとみなす。

(外貨建委託清算約定に係る変動証拠金及び決済|(外貨建清算約定に係る変動証拠金及び決済金額 の決済方法)

第26条の5 (略)

(略)

第26条の5 (略)

(略)

等

第4章 委託清算約定の取引毎コンプレッション 第4章 委託清算約定の取引毎コンプレッション 及び一括コンプレッション

の申込み)

第26条の6 乙は、委託清算約定に関する取引 第26条の6 乙は、委託清算約定に関する取引 毎コンプレッションの申込みの指図又は取引毎 コンプレッションの申込みの撤回の指図を行お うとする場合には、甲乙間で合意する日時まで に、甲乙間で合意する方法により、その旨を甲

2 (略)

に通知するものとする。

(委託清算約定に関するクーポン・ブレンディン グの申込み)

第26条の7 乙は、委託清算約定に関するクー (新設) ポン・ブレンディングの申込みの指図又はクー ポン・ブレンディングの申込みの撤回の指図を 行おうとする場合には、甲乙間で合意する日時 までに、甲乙間で合意する方法により、その旨 を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受領した場合には、業務 方法書等の定めるところにより、クリアリング 機構に対して当該通知に係るクーポン・ブレン ディングの申込み又はクーポン・ブレンディン グの申込みの撤回を行うものとする。

(委託清算約定に関する参加者提案型コンプレッ ションの申込み)

第27条の2 乙は、甲に対して参加者提案型コ (新設) ンプレッションの申込みの指図をしようとする 場合には、業務方法書等の定めるところにより、 その旨をクリアリング機構に通知するものとす

(委託清算約定に関する取引毎コンプレッション (委託清算約定に関する取引毎コンプレッション の申込み)

> 毎コンプレッションの申込みの指図又は取引毎 コンプレッションの申込みの指図の撤回を行お うとする場合には、甲乙間で合意する日時まで に、甲乙間で合意する方法により、その旨を甲 に通知するものとする。

(略)

る。

- 甲及び乙は、前項の通知がクリアリング機構 に到達した場合には、業務方法書等の定めると ころにより、乙が甲に対し参加者提案型コンプ レッションの申込みの指図を行い、甲がこれを 承諾し申込みを行ったものとみなされることに ついて本契約をもってあらかじめ同意する。
- |3 前項の規定にかかわらず、乙が甲と同一の企 業集団に含まれない者である場合、前項の規定 中「申込みの指図を行い、甲がこれを承諾し申 込みを行ったもの」とあるのは、「申込みの指 図を行ったもの」と読み替えられるものとする
- 4 前項の規定による読替え後の第2項の規定に より甲に対して参加者提案型コンプレッション の申込みの指図が行われたものとみなされ、業 務方法書等の規定に従いクリアリング機構が甲 に対して当該申込みの指図に係る通知を行った 場合には、甲は、当該通知に係る参加者提案型 コンプレッションの申込みの指図に対する諾否 について、クリアリング機構に対して通知する ものとする。

(取引毎コンプレッション等による本清算委託取 引の終了)

|第28条 取引毎コンプレッション、クーポン・||第28条 取引毎コンプレッション又は一括コン ブレンディング、一括コンプレッション又は参 加者提案型コンプレッションにより委託清算約 定が終了した場合には、当該委託清算約定に係 る本清算委託取引も当然に終了するとともに、 当該本清算委託取引に基づく債権債務(業務方 法書等の定めるところによりクリアリング機構 が取引毎コンプレッション要件、クーポン・ブ レンディング要件、一括コンプレッション成立 要件又は参加者提案型コンプレッション成立要 件の充足を確認することができたときに既に発 生している当該本清算委託取引(外貨建委託清

(取引毎コンプレッション又は一括コンプレッシ ョンによる本清算委託取引の終了)

プレッションにより委託清算約定が終了した場 合には、当該委託清算約定に係る本清算委託取 引も当然に終了するとともに、当該本清算委託 取引に基づく債権債務(業務方法書等の定める ところによりクリアリング機構が取引毎コンプ レッション要件又は一括コンプレッション要件 の充足を確認することができたときに既に発生 している当該本清算委託取引(外貨建清算約定 に関するものに限る。) に基づく預託又は支払 いが完了していない変動証拠金等に関する債権 債務を除く。)は、業務方法書等の定めるとこ

算約定に関するものに限る。) に基づく預託又 は支払いが完了していない変動証拠金等に関す る債権債務を除く。)は、業務方法書等の定め るところにより将来に向かって消滅するものと する。この場合において、当該本清算委託取引 に関し、甲乙間に未決済の金銭がある場合には、 甲及び乙は、速やかに当該金銭の授受を行うも のとする。

ろにより将来に向かって消滅するものとする。 この場合において、当該本清算委託取引に関し、 甲乙間に未決済の金銭がある場合には、甲及び 乙は、速やかに当該金銭の授受を行うものとす る。

(取引毎コンプレッション等による本清算委託取 引の成立)

第28条の2 取引毎コンプレッション、クーポ 第28条の2 取引毎コンプレッション又は一括 ン・ブレンディング、一括コンプレッション又 は参加者提案型コンプレッションにより甲とク リアリング機構の間に新たな委託清算約定が成 立した場合には、甲乙間において当該委託清算 約定に係る本清算委託取引が同時に成立するも のとする。

(クロスマージン対象国債先物清算約定の処分) 第28条の10 (略)

2 クロスマージン処分取引が、本清算取次口座 2 に建玉が記録されているクロスマージン対象国 債先物清算約定を対象として行われた場合であ って、本清算委託取引が終了していないときは、 業務方法書第93条の2第4項の規定により成 立した金利スワップ取引は乙の甲に対する有価 証券等清算取次ぎの委託により成立した委託清 算約定と、当該金利スワップ取引に係る甲と乙 の間の法律関係は本項の規定により委託清算約 定とみなされる当該金利スワップ取引に係る本 清算委託取引と、それぞれみなして本契約の規 定を適用する。

(期限の利益喪失事由)

(期限の利益喪失事由)

(取引毎コンプレッション又は一括コンプレッシ ョンによる本清算委託取引の成立)

コンプレッションにより甲とクリアリング機構 の間に新たな委託清算約定が成立した場合に は、甲乙間において当該委託清算約定に係る本 清算委託取引が同時に成立するものとする。

(クロスマージン対象国債先物清算約定の処分) 第28条の10 (略)

クロスマージン処分取引が、本清算取次口座 に建玉が記録されているクロスマージン対象国 債先物清算約定を対象として行われた場合であ って、本清算委託取引が終了していないときは、 業務方法書第84条第4項の規定により成立し た金利スワップ取引は乙の甲に対する有価証券 等清算取次ぎの委託により成立した委託清算約 定と、当該金利スワップ取引に係る甲と乙の間 の法律関係は本項の規定により委託清算約定と みなされる当該金利スワップ取引に係る本清算 委託取引と、それぞれみなして本契約の規定を 適用する。

第29条 次に掲げるいずれかの事由が発生した|第29条 次に掲げるいずれかの事由が発生した

場合、乙についての期限の利益喪失事由を構成 するものとする。

- (1) · (2) (略)
- (3) 倒産等

 $a \sim h$ (略)

i 乙が、上記aからhまでのいずれかを助 成する<u>行為をし</u>、又は同意、承認若しくは 黙認した場合

(4)(略)

2 • 3 (略)

(期限の利益喪失事由が発生した場合における本|(期限の利益喪失事由が発生した場合における本 清算委託取引の終了)

第30条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

項第3号dに掲げる事由を変更する旨の合意を した場合、第3項の規定は次のとおり読み替え られるものとする。

「前2項の規定にかかわらず、甲は、乙につい て前条第1項第3号d又は同項第4号に掲げ る期限の利益喪失事由が発生し、継続してい る場合には、当該事由の発生日から20日間 (以下本項において「期限前終了日指定期間」 という。)に限り、本清算委託取引の期限前 終了日を指定することができる。この場合の 期限前終了日の指定方法及びその効力は前2 項の規定に従う。甲が期限前終了日指定期間 内に期限前終了日の指定を行わなかった場 合、すべての本清算委託取引は、甲又は乙か ら別段の意思表示を要することなく、当該期 限前終了日指定期間の満了時において当然に 終了する。」

清算)

場合、乙についての期限の利益喪失事由を構成 するものとする。

- (1) · (2) (略)
- (3) 倒産等

 $a \sim h$ (略)

i 乙が、上記 a から h までのいずれかを助 成する行為し、又は同意、承認若しくは黙 認した場合

(4) (略)

2 • 3 (略)

清算委託取引の終了)

第30条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 甲及び乙が前条第3項の規定により同条第1 9 甲及び乙が前条第3項の規定により同条第1 項第3号dに掲げる事由を変更する旨の合意を した場合、第3項の規定は次のとおり読み替え られるものとする。

> 「前2項の規定にかかわらず、甲は、乙につい て前条第1項第3号dに掲げる期限の利益喪 失事由が発生し、継続している場合には、当 該事由の発生日から20日間(以下本項にお いて「期限前終了日指定期間」という。) に 限り、本清算委託取引の期限前終了日を指定 することができる。この場合の期限前終了日 の指定方法及びその効力は前2項の規定に従 う。甲が期限前終了日指定期間内に期限前終 了日の指定を行わなかった場合、すべての本 清算委託取引は、甲又は乙から別段の意思表 示を要することなく、当該期限前終了日指定 期間の満了時において当然に終了する。」

(本清算委託取引終了時における債権債務の一括 (本清算委託取引終了時における債権債務の一括 清算)

- 第32条 第30条第2項又は第3項の規定によ 第32条 第30条第2項又は第3項の規定によ りすべての本清算委託取引が終了した場合、期 限前終了日において甲乙間に存在するすべての 本契約に基づく金銭債務(同条第7項の規定に よる本清算委託取引の終了に伴う期限前終了金 額の支払債務、前条の規定による委託当初証拠 金及び変動証拠金の返還債務、未払いの固定金 額及び変動金額の支払債務その他甲乙間の一切 の金銭債務を含む。) は、次に定めるところに より清算されるものとする。
 - (1) 第30条第2項又は第3項の規定によ り終了したすべての本清算委託取引について 甲から乙に支払うべき期限前終了金額の総額 及び甲から乙に返還すべき変動証拠金(日本 円以外の通貨により授受されるべき変動証拠 金にあっては、期限前終了日における為替相 場の気配値を用いて日本円に換算した額とす る。以下本号において同じ。) の総額その他 期限前終了日において存在する甲の乙に対す る金銭債務(前条の規定による委託当初証拠 金の返還債務を除き、日本円以外の通貨によ り授受されるべき金銭債務にあっては、期限 前終了日における為替相場の気配値を用いて 日本円に換算した額とする。以下「期限前終 了日甲負担債務」という。)と、当該本清算 委託取引について乙から甲に支払うべき期限 前終了金額の総額及び乙から甲に返還すべき 変動証拠金の総額その他期限前終了日におい て存在する乙の甲に対する金銭債務(日本円 以外の通貨により授受されるべき金銭債務に あっては、期限前終了日における為替相場の 気配値を用いて日本円に換算した額とする。 以下「期限前終了日乙負担債務」という。) とを差引計算する。
 - $(2) \sim (5)$ (略)

- りすべての本清算委託取引が終了した場合、期 限前終了日において甲乙間に存在するすべての 本契約に基づく金銭債務(同条第7項の規定に よる本清算委託取引の終了に伴う期限前終了金 額の支払債務、前条の規定による委託当初証拠 金及び変動証拠金の返還債務、未払いの固定金 額及び変動金額の支払債務その他甲乙間の一切 の金銭債務を含む。) は、次に定めるところに より清算されるものとする。
 - (1) 第30条第2項又は第3項の規定によ り終了したすべての本清算委託取引について 甲から乙に支払うべき期限前終了金額の総額 及び甲から乙に返還すべき変動証拠金(日本 円以外の通貨により授受されるべき変動証拠 金にあっては、期限前終了日における為替相 場の気配値を用いて日本円に換算した額とす る。以下本号において同じ。) の総額その他 期限前終了日において存在する甲の乙に対す る金銭債務(前条の規定による委託当初証拠 金の返還債務を除き、日本円以外の通貨によ り授受されるべき金銭債務にあっては、期限 前終了日における為替相場の気配値を用いて 日本円に換算した額とする。以下「期限前終 了日甲負担債務」という。)と、当該本清算 委託取引について乙から甲に支払うべき期限 前終了金額の総額及び乙から甲に返還すべき 変動証拠金の総額その他期限前終了日におい て存在する乙の甲に対する金銭債務(以下「期 限前終了日乙負担債務」という。)とを差引 計算する。

 $(2) \sim (5)$ (略)

金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(円貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 5 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 する取引毎コンプレッション、同第53条の2 に規定するクーポン・ブレンディング、同第5 3条の2の2に規定する一括コンプレッション 又は同第53条の2の3に規定する参加者提案 型コンプレッションにより清算約定が成立する 場合の円貨建清算約定に係る清算手数料につい て準用する。

(外貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条の2 (略)

2 (略)

3 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 3 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 する取引毎コンプレッション、同第53条の2 に規定するクーポン・ブレンディング、同第5 3条の2の2に規定する一括コンプレッション 又は同第53条の2の3に規定する参加者提案 型コンプレッションにより新たに清算約定が成 立する場合の外貨建清算約定に係る清算手数料 について準用する。

(コンプレッション手数料)

<u>掲げるコンプレッションの区分に応じ、当該各</u> 号に定めるところにより自己取引口座及び委託 取引口座ごとに算出した金額の総額とする。

(1) 業務方法書第53条に規定する取引毎 コンプレッション又は同第53条の2の2に 規定する一括コンプレッション

旧

(円貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

する取引毎コンプレッション又は同第53条の 2に規定する一括コンプレッションにより清算 約定が成立する場合の円貨建清算約定に係る清 算手数料について準用する。

(外貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条の2 (略)

2 (略)

する取引毎コンプレッション又は同第53条の 2に規定する一括コンプレッションにより新た に清算約定が成立する場合の外貨建清算約定に 係る清算手数料について準用する。

(コンプレッション手数料)

第 5 条 コンプレッション手数料は、次の各号に|第 5 条 コンプレッション手数料は、業務方法書 <u>第53条に規定する取引毎コンプレッション又</u> は同第53条の2に規定する一括コンプレッシ ョンの成立により終了した清算約定ごとに、 件あたり1,200円とする。

取引毎コンプレッション又は一括コンプレ ッションの成立により終了した清算約定ごと に、1件あたり1,200円とする。

(2) 業務方法書第53条の2に規定するク ーポン・ブレンディング

クーポン・ブレンディングの成立により終 了した清算約定ごとに、1件あたり2,40 0円とする。

<u>(3)</u> 業務方法書第53条の2の3に規定す る参加者提案型コンプレッション

参加者提案型コンプレッションの成立によ り終了した清算約定ごとに、1件あたり2, 400円とする。ただし、同一の参加者提案 型コンプレッションの申込みに係る清算約定 につき、自己取引口座又は委託取引口座ごと に算出した金額の総額がそれぞれ500万円 未満である場合は、それぞれにつき500万 円とする。

2 · 3 (略)

(クライアント・クリアリング手数料)

第5条の2(略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 6 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 する取引毎コンプレッション、同第53条の2 に規定するクーポン・ブレンディング、同第5 3条の2の2に規定する一括コンプレッション 又は同第53条の2の3に規定する参加者提案 型コンプレッションにより清算約定が成立する 場合のクライアント・クリアリング手数料につ いて準用する。

(LIBORライセンス手数料)

第5条の7 各月のLIBORライセンス手数料 第5条の7 各月のLIBORライセンス手数料

2 • 3 (略)

(クライアント・クリアリング手数料)

第5条の2(略)

 $2 \sim 5$ (略)

する取引毎コンプレッション又は第53条の2 に規定する一括コンプレッションにより清算約 定が成立する場合のクライアント・クリアリン グ手数料について準用する。

(LIBORライセンス手数料)

は、自己取引口座及び委託取引口座ごとに、変| は、自己取引口座及び委託取引口座ごとに、変 動金利としてJPY-LIBOR-BBA又は 動金利としてJPY-LIBOR-BBA又は

USD-LIBOR-BBAを対象とする清算 約定について、当社が公示により定める債務負 担の申込みの日における終了日までの期間に応 じて、当該各月に成立した清算約定(業務方法 書第53条に規定する取引毎コンプレッショ ン、同第53条の2に規定するクーポン・ブレ ンディング、同第53条の2の2に規定する一 括コンプレッション又は同第53条の2の3に 規定する参加者提案型コンプレッションにより 成立した清算約定を除く。)の想定元本の通貨 ごとの合計額(外貨建清算約定に係る合計額に あっては、当社が公示により定める為替相場の 気配値を用いて日本円に換算した額の合計額と する。) に、当社が公示により定める値を乗じ た金額を1,000,000で除した額の総額 とする。

約定について、当社が公示により定める債務負担の申込みの日における終了日までの期間に応じて、当該各月に成立した清算約定(業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション又は第53条の2に規定する一括コンプレッションにより成立した清算約定を除く。)の想定元本の通貨ごとの合計額(外貨建清算約定に係る合計額にあっては、当社が公示により定める為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額の合計額とする。)に、当社が公示により定める値を乗じた金額を1,000,000で除した額の総額とする。

USD-LIBOR-BBAを対象とする清算

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年4月11日から 施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成28年4月11日以後の当社が定める日から施行する。

新

旧

別表 る表

- (略)
- 前項に規定するストレス時想定損失負担額 は、対応する金利スワップ清算基金算出日にお ける担保超過リスク額が上位である清算参加者 2社(当該清算参加者を含む企業集団に含まれ る他の清算参加者を含む。) の担保超過リスク 額の合計額を、当該金利スワップ清算基金算出 日における前項の各清算参加者の自己取引口座 及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額に応 じて按分した額とする。なお、本項において「担 保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の金 利スワップ清算基金算出日における午後7時時 点における自己取引口座及び各委託取引口座に 係る清算約定に係るストレス時リスク相当額

(金利スワップ取引に係る清算イールド・カー ブ並びにクロスマージン対象国債先物清算約定 に係るイールド・カーブの極端な変動により、 当該清算約定から当該各清算参加者に生じ得る 損失に相当する額をいい、当社が通知により定 める方法により算出するものをいう。)から当 該各清算参加者の当該当社営業日の当該自己取 引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要 額を差し引いた額(当該額が負数となる場合は、 0とする。)を、当該各清算参加者について合 算した額をいう。

金利スワップ清算基金所要額の算出に関す別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関す る表

- (略)
- 前項に規定するストレス時想定損失負担額 は、対応する金利スワップ清算基金算出日にお ける担保超過リスク額が上位である清算参加者 2社(当該清算参加者を含む企業集団に含まれ る他の清算参加者を含む。) の担保超過リスク 額の合計額を、当該金利スワップ清算基金算出 日における前項の各清算参加者の自己取引口座 及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額に応 じて按分した額とする。なお、本項において「担 保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の金 利スワップ清算基金算出日における午後4時の 時点(業務方法書第53条第2項の規定に従い 当社が取引毎コンプレッション要件の充足の確 認を行ったときは、当該確認を行った時点をい い、業務方法書第58条の3第1項又は第58 条の5第1項の規定に従い当社が清算参加者か らの承継又は移管の申込みを承諾したときは、 当該承諾の時点をいう。) における自己取引口 座及び各委託取引口座に係る清算約定に係るス トレス時リスク相当額(金利スワップ取引に係 る清算イールド・カーブ並びにクロスマージン 対象国債先物清算約定に係るイールド・カーブ の極端な変動により、当該清算約定から当該各 清算参加者に生じ得る損失に相当する額をい い、当社が通知により定める方法により算出す るものをいう。) から当該各清算参加者の当該 当社営業日の当該自己取引口座及び委託取引口 座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額(当 該額が負数となる場合は、0とする。)を、当

該各清算参加者について合算した額をいう。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年4月11日から 施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当 社と清算参加者の間の決済を行うために必要な 当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた 場合その他やむを得ない事由により、改正後の 規定を適用することが適当でないと当社が認め る場合には、平成28年4月11日以後の当社 が定める日から施行する。